

# Japanese-Chinese Collaborative Research Program on “Delivery of Fundamental Technologies for the Use of Plant-Microbe Symbiosis and Microbial Flora: Identification and Control of Biological Function”

This Joint Call for Proposals to be submitted  
by May 19<sup>th</sup>, 2017

## 1. General Description

### 1.1 New Scheme for Joint Funding of JST-NSFC Cooperation

Based on the Memorandum of Cooperation concluded between the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) and the National Natural Science Foundation of China (NSFC), the Japan Science and Technology Agency (JST) and NSFC have decided to implement a Program in the field of “Biological Genetic Resources” for joint funding of JST-NSFC collaborative research projects (hereinafter referred to as the “Program”).

Following consultations between JST and NSFC, in applying their Program for joint funding, JST and NSFC have selected “Delivery of Fundamental Technologies for the Use of Plant-Microbe Symbiosis and Microbial Flora: Identification and Control of Biological Function” as the theme of this year’s joint call, which is aimed at supporting Japan –China joint research projects in the research area. The design of this program is based on application of the substantial funding mechanisms of JST and NSFC. JST applies its “Strategic International Collaborative Research Program”, and NSFC applies its Joint Research Program. The intention of this approach is to facilitate new international research projects between Japan and China as well as to enhance the potential of research projects already existing in each country.

### 1.2 Aim of the Program and Research Field

Recent technologies on metagenomics have derived new viewpoints such as “symbiosis biology” from the research fields of plant-microbe symbiosis and microbial flora/microbiome. The idea of “symbiosis biology” has been applied to various research fields in biotechnology. For example, functional analyses of micro-organisms in host plants have shown that symbiotic relationships provide stress resistance to host plants. This finding is expected to be useful for the optimization of plant-production systems.

Previous technologies in microbiology mostly relied on the use of isolated microbes from nature, and it is a challenge to isolate, culture, and identify unculturable microorganisms consisting the majority (more than 99%) of microbial flora/microbiome. On the other hand, with the advancement of genome biology especially metagenomics, we can advance the analysis of unculturable microorganisms without culture and comprehend how plant-microbe symbiosis and microbial flora/microbiome operate in nature.

This Program will aim for the delivery of fundamental technologies for identifying and controlling the biological functions of plant-microbe symbiosis and microbial flora, while enhancing collaborative research between Japanese and Chinese researchers. Intensive research is required, for example, in: 1) Advanced technologies to design plant-microbe symbiosis for environmental or resource conservation; 2) Material and food production through application of plant-microbe interactions or microbe-microbe interactions; 3) Regulation of plant stress resistance through the application of microbial flora/microbiome; 4) Advanced technologies for environmental conservation through the application of microbial flora/microbiome (e.g. recovery technologies for organic compounds or inorganic compounds); 5) New strategies and technologies to cultivate and harvest uncultured microorganisms; 6) Development of *in vivo* analysis techniques.

Proposals for medical research, e.g. medicine, drug development and study of disease are not eligible in this Call for Proposals.

### 1.3 Prospective Applicants

JST and NSFC invite Japanese and Chinese researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce on-going research activities in each team and significantly add value to them.

The Japanese applicant should be the Japan based Principal Investigator (leading scientist, who should be representative of research team in each country, hereinafter referred to as the "PI"), and must belong to a university, public research institute or industrial (private) research institute in Japan.

The Chinese applicant should be the China based PI, and should be the permanent

employed researchers residing in China and affiliated with a recognised higher education or research institution which registers in NSFC. The Chinese applicant must possess an academic title of professor or associate professor and must be the PI of an on-going or completed NSFC research grant which duration is more than 3 years. Please read the Chinese version of guidelines for details on the eligibility for Chinese applicants.

The Japan based PI and the China based PI in an Japan-China joint research project shall submit a common application (English version) and Japanese or Chinese application to both JST and NSFC in parallel. In case of no submission to both JST and NSFC, the proposal shall not be accepted and not be brought to the evaluation process.

## **2. Support by JST and NSFC**

JST and NSFC plan to support cooperative activities including exchange of researchers with the counterpart country. JST will provide support to the Japanese research team, and NSFC will support the Chinese research team.

### 2.1 Number of Adopted Projects

It is anticipated that approximately 3 joint projects will be funded (dependant on the number and quality of proposals submitted).

### 2.2 Funding Period

The funding period shall be around three years in total. JST plans to begin support from December 2017, and will conclude its support at the end of March 2021. While NSFC plans to begin support from December 2017, and will conclude its support 3 years after the start date.

### 2.3 Budget for Cooperative Research Projects

#### 2.3.1 JST

Financial support will be implemented according to a research contract concluded between JST and the university or research institute, etc. with which the Japan-based PI is affiliated. The budget for a project may differ each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese research team over a full 3-year and several months period (e.g. 40 months) should not exceed 18 million yen including 30% overhead expenses in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 2 million yen for the first fiscal year, 7 million yen for the second fiscal year, 5 million yen for the third fiscal year, and 4 million yen for the final fiscal year.) According to the budgetary limitations for this Program, the amounts will be adjusted each year.

### 2.3.2 NSFC

The budget from NSFC is 2 million RMB (direct cost) over a full 3-year period (i.e. 36 months) for each project.

### 2.4 Funded Expenses for Cooperative Research Projects

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may cover some of the local research expenses necessary for the collaboration.

#### (1) Expenses for research exchanges

##### a) Travel expenses

In principle, provision of travel expenses should be based on the rules of the institution to which the Japan based PI or the China based PI belongs. JST will provide travel expenses only for the Japanese researchers, and NSFC will provide them only for the Chinese researchers.

##### b) Expenses for holding symposia, seminars and meetings

#### (2) Expenses for research activities

##### a) Expenses for facilities, equipment and consumables

##### b) Expenses for personnel

· Stipend for a PhD student, or stipend or salary for a post-doctoral fellow

\*The cost of accident insurance and travel insurance are not covered.

##### c) Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

#### (3) Overhead expenses

##### a) JST

Overhead expenses should be, in principle, 30% of direct expenses shown in (1) and (2).

Overhead expenses should be provided for within the total budget.

##### b) NSFC

Overhead expenses should be, in principle, 20% of direct expenses shown in (1) and (2).

Overhead expenses should be provided for outside the total budget with additional fund.

#### (4) Expenses not covered/funded in the Program

The expenses stated below shall not be covered under this Program:

##### a) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities

##### b) Expenses related to procurement of major equipment

- c) Expenses related to dealing with accidents or disasters which occur during cooperative research periods
- d) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

## 2.5 Contract

### 2.5.1 JST

JST's support will be implemented according to a multiple-year contract for commissioned research entered into between JST and the university or research institute, or similar institution (hereinafter referred to as the "institution") to which the Japan based PI belongs.

Since the contract is agreed on condition that all administrative procedures related to this project are handled within the institution, the Japan based PI should consult with the relevant department(s) at his/her institution.

The contract between the Japanese institution and JST will stipulate that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and Article 25 of the ACT on Promotion of Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) shall be applied to all intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how, and so on) generated as a result of this project, and that these can be the property of the institution with which the Japan based PI is affiliated.

### 2.5.2 NSFC

The support will be implemented according to a contract in form of a Research Plan of project made between NSFC and a university or public research institute, etc. (hereafter, "institution") for the period of 3 years.

The relevant Copyright Law of the People's Republic of China and Patent Law of the People's Republic of China shall apply to all intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how, and so on) generated as a result of this project, and that this can become the property of the institution with which the research leader is affiliated.

## 2.6 Management of Intellectual Property, Genetic Resources etc.

The Japanese and Chinese organizations supporting the project participants should enter into a Collaboration Agreement specifying how intellectual property rights, non-disclosure agreements and material transfer agreements will be handled. The Collaboration Agreement will need to be signed by project participants after the grant notification has been made by JST and NSFC. For this purpose, please discuss the above management and agreement process, and provide the outline in the application form.

Please discuss how to manage genetic resources with the project participants'

organizations and researchers. If transportation of genetic resources from a country including a counterpart/third party foreign country is planned, the project should confirm the country's domestic laws on transporting genetic resources. The project should submit specific information to the national focal point, the competent national authority and/or local communities etc. of the country providing such resources, and acquire its prior informed consent (PIC) if required by related laws under the Convention on Biological Diversity and the Nagoya Protocol. Please explain in the application form legal procedures for the laws, e.g. how to get PICs from the national focal point and/or the competent national authority if the project is planning to transport genetic resources from the country.

Regarding the project, the treatment for bioethics and/or biosafety as discussed with the project participants' organizations/researchers should also be mentioned in the application form.

### **3. Application**

The application procedure for the Japan based PIs applying to JST is different from that for the China PIs applying to NSFC. This reflects the different circumstances of the funding organizations, applicants and the relations between them.

The Japan based PIs must submit their application forms to JST through the cross-ministerial R&D Management System (e·Rad) .

The China based PIs must apply their applications to NSFC through its on-line application system (ISIS).

To prevent duplication of effort for PIs are only required to fill in one English form & submit this to both JST & NSFC. Japan based PIs are also required to submit additional Japanese forms, while China based PIs are also required to submit additional Chinese forms which are designated by NSFC.

In case that the submission is not recognized by both JST and NSFC, the proposal shall not be accepted and not be brought to the evaluation process.

Both applications to JST and to NSFC must contain:

a) A project description stating how the collaboration will be conducted, with clear statements of what roles the Japanese research team and the Chinese research team will play in the project. Opportunities for the involvement of early stage researchers should also be stated.

- b) The expected outcome(s) of the proposed project, including scientific objectives, and the relevance to industry and society.
- c) The ongoing activities and specific expertise of the Japanese and Chinese teams, which form the basis for the proposed joint project, including how the skills, technologies and other resources in each team complement each other. Details of any existing links between the teams should also be included.
- d) The expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each team complement each other, the multidisciplinary approach, and how this will help to strengthen collaborative research between Japan and China in the long term.
- e) Discussion of how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.
- f) A breakdown of the costs involved including details of any funds sought or provided from other sources that support the existing on-going activities.

### 3.1 Application Forms

The following application forms must be prepared in English (E) by the Japan based PI and the China based PI of a joint project after their consultation.

Japan based PIs are also required to submit Form 1J and Form 2J in Japanese, while China based PIs are required to submit additional Chinese forms which are designated by NSFC's Call for Proposals on its website.

China based PIs are also required to submit NSFC's Collaborative Research Agreement signed by the China based PI and the Japan based PI.

- Form 1J/E Application outline (title of joint research project, thematic area of the proposal, keywords, names of PIs)
- Form 2J/E Summary (objectives, added value to state of the art, technical approach, expected research results, short abstract, illustrations)
- Form 3E Description of joint research project, work plan, research networking plan, research infrastructures and management of intellectual property)
- Form 4E Budget plan for the project (for Japanese side and Chinese side)
- Form 5E Information on PIs (their CVs\*)
- Form 6E List of the names of individuals committed to the joint research project in Japan and China

\* *This information should include short Curricula Vitae (CVs) from both Japanese and Chinese PIs, which include basic information on education, past and present positions*

*held, membership of relevant organizations/associations, and their five most significant papers over the past 5 years. Each description should be no more than 1 page of A4.*

### 3.2 JST

The Japan based PIs must apply and send their application forms to JST through e·Rad:

<http://www.e-rad.go.jp/jigyolist/present/index.html>

Guidance and application forms can be found at

[http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/announce\\_ch\\_NSFC2nd.2017.html](http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/announce_ch_NSFC2nd.2017.html)

### 3.3 NSFC

The China based PIs must apply and send their application forms to NSFC through its online system (<http://isisn.nsf.gov.cn/egrantweb/>).

### 3.4 Submission of application forms for Japan based and China based PIs

Applicants to this call for proposals should send their applications by May 19<sup>th</sup>, 2017.

The deadline for submission by Japanese applicants is 17:00 (Japanese Standard Time) on May 19<sup>th</sup>, 2017.

The deadline for submission by Chinese applicants is 16:00 (China Standard Time) on May 19<sup>th</sup>, 2017.

## **4. Evaluation of Project Proposals**

### 4.1 Evaluation Procedure

Committees consisting of experts and/or peer reviewers selected by JST and NSFC respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST and NSFC will make a joint decision regarding funding of the selected proposals.

### 4.2 Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each application:

a) Conformity with Program aims and designated research fields

The proposed activity shall conform to the aims of the Program and the designated research fields. In addition, the applicants shall already have a good research foundation for their proposed activity.

b) Capability of research leaders (PIs)

The research leaders (PIs) in both countries shall have the insight or experience (or potential, in the case of younger researchers) necessary for pursuing the activity, and



the ability to manage the collaborative research and to achieve the project goals during this Program's period of support.

c) Effectiveness and synergy of the joint research project

The proposed research activity shall be eminent, creative and at an internationally high level in an attempt to produce a significant impact on the development of future science and technology or to resolve global and regional common issues, or to create innovative technological seeds that can contribute to the creation of new industries in the future.

Moreover, proposed research activities that are expected to create synergy from the collaborative research with the counterpart institution are preferred. For example, synergistic effects could be attained through the acquisition and/or application of knowledge, skills and/or know-how of the counterpart researchers.

d) Validity of the research plan

The share of research activities with the counterpart research institute and the budgetary plan for research expenses shall be adequate to realize the proposed research activity.

e) Effectiveness and continuity of exchange

Activities characterized by the following examples shall be involved to enhance sustainable research exchange and networking.

- Nurturing researchers through human resource exchanges
- Sustainable development of future research exchange with the counterpart country, initiated by this research activity
- Enhancing research networks between the counterpart countries, including links among researchers other than the research leaders (PIs) and members of this activity
- Improving the presence of science and technology in Japan and China.

f) Validity of the exchange plan

The plan for exchange activities and their related expenses with the counterpart research institute shall be adequate to realize the proposed research activity.

#### 4.3 Announcement of Decision

Applicants will be notified of the final decision around the middle of November 2017, regarding which projects will be supported.

### **5. Responsibilities of PIs after Proposals are Approved**

Once a proposal has been approved, its PIs and their affiliated institutions shall observe the

following when carrying out the cooperative research and utilising provided funding.

## 5.1 For the Japan based PIs

### 5.1.1 Progress Report for JST

At the end of each fiscal year, the Japan based PI shall promptly submit to JST an annual report on the progress of the research collaboration, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report to JST.

### 5.1.2 Final Report for JST

At the end of the period of international research exchange and after completion of the joint research activities, the Japan based PI shall promptly submit to JST a final report which shall include a financial report and a description of the research activities. The report submitted to JST shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Chinese research teams. If papers describing results of the research activities are presented to academic journals, societies and so on, a list of those papers and other related information should be attached to the final report. Detailed instructions for preparation of the final report will be provided to the the Japan based PI during the final year of project.

## 5.2 For the China based PIs

### 5.2.1 Annual Progress Report (NSFC)

At the end of each fiscal year, the China based PI shall promptly submit a progress report to NSFC. One can download the form of Annual Progress Report from <http://www.nsf.gov.cn/nsfc/cen/00/download.htm>

### 5.2.2 Final Report (NSFC)

After completion of the period of cooperative research, the China based PI shall promptly submit a final report to NSFC. One can download the form of Final Report from <http://www.nsf.gov.cn/nsfc/cen/00/download.htm>

Japanese applicants should contact the following for further information:

For Additional information: See (Annex) Additional Requirements for Japanese-side Researchers (only in Japanese)



Mr. Daiji NAKA, PhD, Mr. Dai MINOWA and Mr. Yukihiro HISANAGA

Department of International Affairs

Japan Science and Technology Agency

Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379

E-Mail: [jointcn@jst.go.jp](mailto:jointcn@jst.go.jp)

Chinese applicants should contact the following for further information:



Mr. Chuang ZHAO

Program Officer

Division for Asia, Africa and International Organization

Bureau of International Cooperation

National Natural Science Foundation of China

Tel: +86 -10- 6232-5454 Fax: +86-10-6232-7004

E-mail: [zhaochuang@nsfc.gov.cn](mailto:zhaochuang@nsfc.gov.cn)

参考和訳

平成29年度 国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）  
日本-中国共同研究

「植物—微生物共生系、微生物叢の機能と制御に着目した基盤技術の創出」  
(平成29年5月19日(金) 午後5時 締切)

## 1. 概要

### 1. 1 日本-中国共同研究を推進するための新しい枠組み

文部科学省と中国国家自然科学基金委員会(NSFC)の合意に基づき、科学技術振興機構(JST)とNSFCは「生物遺伝資源」分野で日本と中国の共同研究を推進するための国際共同研究事業を開始しました。この協力についてJSTとNSFCが協議の結果、「植物—微生物共生系、微生物叢の機能と制御に着目した基盤技術の創出」を本事業における今年の研究領域として設定しました。

本事業では、JSTおよびNSFCがそれぞれ保有する事業体制、すなわちJSTは戦略的国際共同研究プログラム、NSFCはその国際共同研究プログラムを利用し、この研究領域における日中共同研究に委託研究費を提供します。この取組みでは、本事業のテーマを通して日本と中国の共同研究を促進し、日本もしくは中国で個別に研究を実施している研究プロジェクトのさらなる発展をねらいとしています。

### 1. 2 本事業の目的と研究分野について

近年のメタゲノミクス、バイオインフォマティクスの進展により、植物—微生物相互作用、微生物叢（多種類の微生物集合体、マイクロバイーム）など共生生物学の概念が生まれ、この視点を様々なバイオテクノロジー分野に取り入れることが可能となってきました。

例えば、植物のストレス耐性能の向上に関連した微生物と宿主の共生関係が解明され、植物生産を最適化する技術への応用が期待されています。

従来の微生物学においては、自然界から単離培養ができる微生物の利用を基本的な技術としていたため、微生物叢を構成する大多数(99%以上)の難培養性微生物をいかに効率よく見出すかが課題となっていました。一方、近年のゲノム生物学、特にメタゲノミクスの進展により難培養性微生物の解析が進み、植物—微生物共生系、微生物叢の実態を把握できるようになってきました。本プログラムでは日中研究者らの協力体制を構築し、植物—微生物共生系、微生物叢の機能と制御に着目した基盤技術の創出に取り組みます。

本プログラムでは、特に以下のような課題を推奨します。

- ・省資源化、環境保全のための植物－微生物共生デザイン技術
- ・植物－微生物相互作用、微生物間相互作用を利用した物質生産、食料生産
- ・微生物叢に着目した植物環境ストレス機能の制御
- ・微生物叢に着目した環境修復技術、有機物質・無機物質回収技術
- ・難培養性微生物群を対象としたサンプリング技術、培養技術、メタゲノム解析技術
- ・植物－微生物共生、微生物叢の *in vivo* 解析技術

なお、医療、創薬、疾患など医学研究を中心に据えた研究提案は、  
本公募の対象となりません。

### 1. 3 応募資格

JSTとNSFCは、上記の研究領域における共同研究プロジェクトの提案を日本と中国の研究者から募集します。応募者は各配分機関が定める応募資格を有することが要件となります。採択されるためには、日本と中国においてすでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される共同研究であることが求められます。

日本側の応募者は、この日本－中国共同研究プロジェクトの日本側研究代表者であり、日本国内の大学・研究機関、企業の研究機関に在籍する研究者であることが必要です。

中国側の応募者は、この日本－中国共同研究プロジェクトの中国側研究代表者であり、中国国内に在住し、NSFCに登録のある高等教育もしくは研究機関に在籍する研究者であることが必要です。また、教授もしくは准教授クラスの学術称号を保有し、現在進行中もしくは終了しているNSFC研究助成金（期間は3年以上）の研究代表者であることも必要です。詳細は中国語版のガイドラインをご確認ください。

日本側研究代表者は提案をJSTに申請し、中国側研究代表者は提案をNSFCに申請していただきます。JSTとNSFC双方で同じの提案申請が確認されない場合は、審査の対象になりません。（共通の英語版申請書、これに加え日本側は日本語による概要、中国側は中国語版申請書を提出）

### 2. 委託研究に関する具体的な内容

JSTとNSFCは、研究者同士の相互訪問を含んだ共同研究プロジェクトに研究

費を提供します。JSTは日本側研究チームに対し、NSFCは中国側研究チームに対して委託研究費を提供します。

## 2. 1 採択予定数

応募状況にもよりますが、今回の公募ではおよそ3課題を採択する予定です。

## 2. 2 委託研究期間

委託研究期間はおよそ3年間（40ヶ月）です。JSTとNSFCは平成29年12月から委託研究費を提供する予定です。委託研究の終了について、JSTは平成33年3月末を予定していますが、NSFCはその研究開始日より3年までを予定しています。

## 2. 3 共同研究プロジェクトの予算

### 2. 3. 1 JST

JSTは、日本側研究代表者の所属する大学・企業等の研究機関（以下「研究機関」という）と委託研究契約を締結し、全研究期間（40ヶ月）での総額が1800万円（間接経費30%を含む）を上限とする委託研究費を提供します。JSTは、日本側研究代表者の所属する研究機関以外の研究機関とは委託研究契約を締結しませんのでご注意ください。

ひとつの研究課題の年間予算は、活動の内容に応じて、年ごとに違えることができます。但し、日本側研究チームに割り当てられる3年間数ヶ月（40ヶ月）の総予算額は、原則として、1800万円を超えないものとします。例えば、初年度は200万円、2年度目は700万円、3年度目は500万円、最終年度は400万円という提案も可能です。本事業における予算上の制約から、各年度において配布金額が調整されることがあります。

### 2. 3. 2 NSFC

NSFCの予算は1課題当たり3年間（36ヶ月）で200万人民元となる見込みです。

## 2. 4 共同研究プロジェクトの予算と委託研究費の項目

今回の公募によって行われる委託研究は、日中共同研究を促進するためのものです。従って、委託研究費は主に共同研究実施に必要な研究費、人的研究交流費に対し、使用していただきます。本委託研究で提供できる委託研究費の項目は以下のとおりです。

## (1) 研究交流費

### a) 旅費

原則として、旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程に従って支出してください。JSTは日本側研究者の旅費を、NSFCは中国側研究者の旅費を負担します。

### b) シンポジウム・セミナー等開催費

シンポジウムやセミナー等開催に関わる以下の経費を対象としています。シンポジウム／セミナー等用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等。

## (2) 試験研究費

### a) 設備備品費、消耗品費

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日本と中国の共同研究に必須な設備のみを対象としています。消耗品費は原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

### b) 謝金等

博士課程在籍者への謝金、ポスドク研究員への謝金又は給与

\* 損害保険、海外渡航保険等はカバーされません。

### c) その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機械運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

## (3) 間接経費

### JST

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提として、(1)(2)に示す直接経費の合計の30%が原則となります。

間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

### NSFC

間接経費は、(1)(2)に示す直接経費の合計の5%、別途20%が提供されます。

## (4) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

a) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用

b) 大規模設備の調達に関する費用

c) 共同研究の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用

d) その他当該共同研究の実施に関連のない費用

## 2. 5 契約

### 2. 5. 1 JST

委託研究の実施にあたり、JSTは大学や研究機関等（以下、「研究機関」という）との間で委託研究契約を締結します。委託研究契約は共同研究期間内で年度ごとに締結します。

契約締結にあたっては、本事業に関わる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。

### 2. 5. 2 NSFC

委託研究の実施にあたり、NSFCは大学・公的研究機関等（以下「研究機関」という。）との間で研究計画に基づいた3年間に亘る委託研究契約を締結します。本事業により生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物、ノウハウなど）は、中華人民共和国著作権法（2001）と中華人民共和国特許法（2001）を適用し、研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。

## 2. 6 研究者間の契約、法令等への対応

知的財産権、秘密保持契約、MTA（Material Transfer Agreement）などに関し、日本と中国の機関間で取扱いを定めて署名した共同研究契約を採択後に締結していただきます。その事を踏まえ、申請前に相手国の機関や研究者とそれらの取扱いや契約について十分話し合い、その概要を申請用紙に記述してください。

相手国の機関や研究者と遺伝資源に関する取扱いについて十分話し合ってください。遺伝資源をある国（相手国もしくは第3国を含む）から持ち出すことを計画している場合、その国が定めた遺伝資源の持ち出しに関する国内法令などを確認し、それら国内法令などへの対応を申請用紙に記述してください。生物多様性条約<sup>1</sup>や名古屋議定書<sup>2</sup>のもとでは、遺伝資源の持ち出しに関連する法令等が要求する情報を政府窓口、権限ある国内当局、地域社会などに伝え、「事前の情報に基づく同意」<sup>3</sup>を得るな

<sup>1</sup> Convention on Biological Diversity

<sup>2</sup> 生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

<sup>3</sup> Prior Informed Consent



どの手続きが必要です。

また、研究課題に関する生命倫理、バイオセーフティ（生物学的安全性）への対応についても相手国機関や相手国研究者と十分話し合い、それらの話し合いの結果を申請用紙に記述してください。

### 3. 応募

応募手続きは日本側と中国側でそれぞれ異なります。日本側研究代表者は、JST から提供されます申請書式を用い、府省共通研究開発管理システム (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通して提出してください。中国側研究代表者は、NSFCのオンライン応募システム(I S I S)を通して提出してください。

日中双方の研究代表者は、共通の申請書式（英語）に記述してご提出ください。日本側研究代表者は、後述する Form 1J と Form 2J も併せて提出することが必要です。中国側研究代表者は、NSFCが指定する中国語の申請書 も併せて提出することが必要です。

JSTとNSFCの双方に申請書の提出が確認されない場合は、審査の対象になりません。

日本側と中国側の申請書式には、以下のような基本的な情報を記述することが必要です。

- a) 共同研究において、日本側研究チームと中国側研究チームがそれぞれ実施する研究内容に関する記述、若手研究者へ参加の機会が与えられるのであればそれについての記述
- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 共同研究の根幹をなす現在行われている研究及び日本・中国チームの各々の強み、両チーム間の既存のつながりに関する記述
- d) 提案プロジェクトから期待される付加価値に関する記述（両グループの能力、技術およびその他の資源をいかに相互に補い合うのか、複合的なアプローチ、この提案プロジェクトが長期的な観点から日本—中国の研究協力を強化する上で如何に役立つかについて等）
- e) 国内外の他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由
- f) 他の助成機関から得ようとしている、あるいは既に提供されている資金を含んだ所要経費、この提案の基盤となる現在進行中の研究

### 3. 1. 申請書式

日本側研究代表者と中国側研究代表者はよく相談の上、以下の申請書式に従い英語版 (E) を提出してください。日本側研究代表者は日本語版 Form-1J、Form-2J も提出してください。中国側研究代表者は、NSFC 公募用ウェブサイト指定された中国語の申請書 も併せて提出する必要があります。

また、中国側研究代表者は、両国の研究代表者が署名した NSFC の共同研究同意書も提出する必要があります。

Form-1J/E	申請概要 (研究課題名、その研究領域、キーワード、研究代表者など)
Form-2J/E	研究概要 (目的、現在の最先端研究を超える点、方法、期待される成果、要約、提案の概略図)
Form-3E	共同研究の内容、研究計画、人的交流計画、他研究費受給状況や特有の研究装置、研究者間の契約)
Form-4E	年度ごとの経費計画 (日本側および中国側)
Form-5E	研究代表者情報 (経歴 (※))、主な最近 5 年間の論文他
Form-6E	日本及び中国の共同研究者一覧

(\*) 日本と中国両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴 (所属機関と役職)、所属学会、最近 5 年間の最も重要な論文等 5 つの情報を含めてください。なお、各研究代表者につき A4 サイズの 1 ページ以内でお願いします。

### 3. 2 JST

日本側研究代表者は、以下の府省共通研究開発管理システムを通して応募してください。

<http://www.e-rad.go.jp/jigyolist/present/index.html>

公募要領と申請書式は以下のサイトより入手してください。

[http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/announce\\_ch\\_NSFC2nd.2017.html](http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/announce_ch_NSFC2nd.2017.html)

### 3. 3 NSFC

中国側研究代表者は、以下のサイトより申請書を提出してください。

<http://isisn.nsf.gov.cn/egrantweb/>

### 3. 4 申請書式の提出について

今回の公募の締切りは2017年（平成29年）5月19日（金）です。

日本側の締切は、2017年（平成29年）5月19日（金）午後5時です。

中国側の締切りは、2017年5月19日（金）午後4時（中国標準時）です。

## 4. 評価について

### 4. 1 評価手順

日本側の研究主幹およびアドバイザー、中国側の評価委員が評価を行い、その結果をもとにJSTとNSFCが慎重に審査・協議を行い、両国がともに採択すべきと合意した課題を決定します。

### 4. 2 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

a) 事業の趣旨及び対象分野への適合性

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること。

b) 研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での委託研究期間中に共同研究を円滑に推進できる基盤を有すること。

c) 研究の有効性及び相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術への手がかりに大きなインパクトを与え得ること。国際的共通課題の解決に貢献すること。革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。特に、相手国研究者・研究機関から得られた知見・技術・ノウハウを活用した研究、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究、相手国研究機関との人的交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

d) 研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。

e) 交流の有効性及び継続性

持続的な共同研究・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取組みが提案に含まれていること。

- 人的交流を通じた若手研究者の育成
- 当該事業を端緒とした相手国との共同研究の持続的な発展
- 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
- 中国における日本の、または日本における中国の科学技術のプレゼンスの向上

f) 交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

#### 4. 3 結果の通知

選定の結果については、2017年(平成29年)11月中旬頃に通知する予定です。

### 5. 採択後の両国の研究代表者の責務

提案が採択された場合には、研究代表者とその所属研究機関は以下のことを遵守してください。

#### 5. 1 日本側研究代表者

##### 5. 1. 1 年度ごとの進捗報告 (JST)

日本側研究代表者は共同研究の進捗状況報告を、研究代表者の所属する研究機関は委託研究費の経理報告を、毎年度終了後速やかにJSTに提出してください。

##### 5. 1. 2 終了報告

日本側研究代表者は、期間内に実施した共同研究の終了報告を、共同研究期間終了後速やかに、JSTに提出していただきます。この終了報告には、日本側研究代表者と中国側研究代表者が共同で作成した全体概要(最大A4で5枚)を含めてください。なお、共同研究の成果を学術雑誌、学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の情報を記述してください。終了報告書の提出の詳細については、共同研究開始後、研究代表者に連絡します。

## 5. 2 中国側研究代表者

### 5. 2. 1 年次進捗報告 (NSFC)

中国側研究代表者は共同研究の進捗状況報告を毎年度終了後速やかにNSFCに提出してください。

### 5. 2. 2 終了報告

中国側研究代表者は、期間内に実施した共同研究の終了報告を、共同研究期間終了後速やかに、NSFCに提出していただきます。年次報告書および終了報告書の書式は以下のサイトより入手してください。

<http://www.nsfc.gov.cn/nsfc/cen/00/download.htm>

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



国立研究開発法人科学技術振興機構 国際科学技術部  
担当：仲 大地、 箕輪 大、 久永 幸博  
Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379  
Email: [jointcn@jst.go.jp](mailto:jointcn@jst.go.jp)

中国側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



Mr. Chuang ZHAO  
Program Officer  
Division for Asia, Africa and International Organization  
Bureau of International Cooperation  
National Natural Science Foundation of China  
Tel: +86-10-6232-5454 Fax: +86-10-6232-7004  
Email [zhaochuang@nsfc.gov.cn](mailto:zhaochuang@nsfc.gov.cn)

## 日本側応募者への応募にあたっての注意事項

- ・公正な研究を目指して
- ・研究倫理に関する教育プログラムについて
- ・関係法令等への対応の遵守および確認書の提出について
- ・日本側研究者によるe-Radへの応募について(付録)

### 公正な研究を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構(JST)は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長 濱口道成

## 1. 研究倫理に関する誓約について

本公募に申請する研究代表者は、以下の項目に関して誓約していただきます(e-Radでの個別項目にチェックを入れてください)。

- ①「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守することを誓約します。  
※研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)
- ②「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守することを誓約します。  
※研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)
- ③ 本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約します。
- ④ 本研究提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約します。

## 2. 研究倫理に関する教育プログラムについて

本公募に申請する研究代表者は、研究倫理に関する教育プログラムを受講していることが応募要件となります。受講済みであることが確認できない場合は、要件不備と見なし、不受理となります。

研究倫理に関する教育プログラムの受講と受講済みであることの申告と登録の手続きは以下の①～②のいずれかにより行ってください。e-Radでの入力方法は付録「e-Radによる応募情報入力の方法」をご覧ください。

- ① 所属機関におけるプログラムを修了している場合  
所属機関で実施しているeラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。
- ② 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)
  - a. 締め切り後30日以内に所属機関で実施している研究倫理教育に関するプログラムを修了することが可能な場合  
申請時点で受講・修了できなかった場合は、e-Radの応募情報入力画面でその

旨を申告するとともに、所属機関で速やかに受講・修了してください。応募締め切り後30日以内に公募担当者に修了したことを連絡し、その上で公募担当者の指示に従い、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。

b. 過去にJSTの事業等においてCITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JSTの事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。

c. 上記a.b.以外の場合

i. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてCITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記URLから受講登録を行ってください。<https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね1～2時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にあるRef #）を申告・登録してください。

ii. i.において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、e-Radの応募情報入力画面でその旨を申告するとともに、速やかに受講・修了してください。後日、JST担当者へ、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にあるRef #）を電子メールで確認してください。申告期限は、研究提案締切後30日以内（平成28年6月19日（日）17時まで）です。その上で公募担当者の指示に従い、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail: ken\_kan[at]jst.go.jp ※atは@に変換して送信してください

■ 応募締切後の受講済み情報の連絡やその他公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際科学技術部

事業実施グループ 箕輪、仲、久永

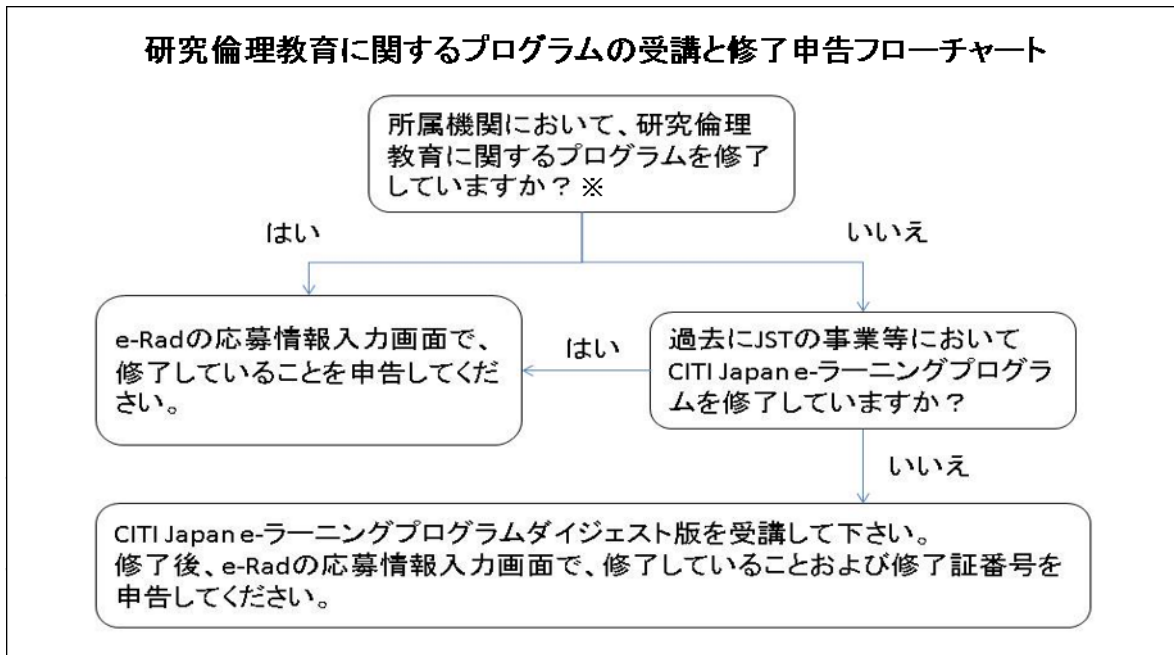
E-mail: jointcn[at]jst.go.jp

※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。）

※メール本文に公募名、e-Radの課題ID、申請者名、課題名を記載してください。



## 研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



## 関係法令および倫理上求められる手続等の遵守と文書の提出について

国際共同研究を実施するに当たっては、安全保障貿易管理上必要な措置、生物遺伝資源等に関する規制への対応、個人情報の取扱、生命倫理・安全対策など、法令および倫理等に関して必要な手続を履践する必要があります。

この公募に申請する研究代表者が所属する機関は、想定されるリスクをあらかじめ把握、評価した上で、法令、当該機関の定めおよび倫理上の観点から必要な手続を履践すること、さらに、必要に応じて当該機関内等の倫理委員会を開催して承認を得ることを誓約する旨の機関長名の文書(学長、理事長等による文書)を提出してください。

この文書は、JST が別途指定する日までに提出していただきます。

なお、申請された提案の審査は、この文書の提出に先行して行われることがあります。その場合においても、審査は、この文書が後日提出されることを前提として行われますので、期限までに提出されない場合には、審査の結果内定していても取り消されることがあります。

## 1. 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

## 2. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

## 3. e-Rad からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

## 4. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### 4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国、独立行政法人(国立研究開発法人含む)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※))に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

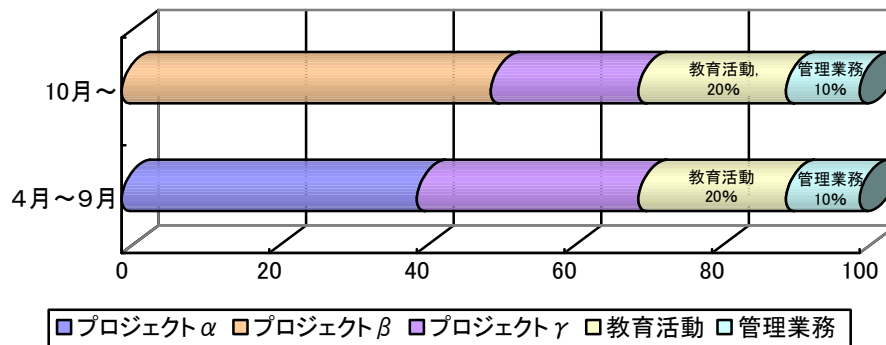
※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### エフォートの考え方

##### エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクト  $\alpha$  が打ち切れ、プロジェクト  $\beta$  に採択された場合の全仕事時間の配分状況(この他、プロジェクト  $\gamma$  を一年間にわたって実施)



○ このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了(配分率40%)するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始(配分率50%)されたことにより、プロジェクトγの effort 値が30%から20%に変化することになります。

#### 4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### 4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

### 5. 研究費の不正使用および不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)については以下のとおり厳格に対応します。

#### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下、「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定され

なかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

研究費等の使用の内容等	応募制限期間(補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※1</sup> )
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

※1 不正使用等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

### (iii)不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、

JSTにおいて原則公表することとします。また、当該不正事案の概要(事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

(iv) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。

なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28\\_seido\\_ichiran.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf)

6. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)※<sup>1</sup>を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制や規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※<sup>1</sup> 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、研究機関※<sup>1</sup>は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374508.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm)

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※1 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

## 8. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、標記ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

### 8.1 契約の解除等の措置

本事業の研究課題に関して、研究活動における不正行為が認められた場合には、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### 8.2 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、申請及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者	不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※1)
不	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年

正 行 為 に 関 与 し た 者	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

### 8.3 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

### 8.4 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360839.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm)



## 9. 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

### 9.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)の履修義務について周知し、内容を理解させることを約束する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に履修するようご注意ください。

### 9.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等(研究代表者および主たる共同研究者を含む)は、研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を履修することになります。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

### 9.3 報告及び調査への対応

報告及び JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

## 10. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)<sup>\*1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

#### 10.1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、研究機関※<sup>1</sup>では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成28年6月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いいたします。(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

※<sup>1</sup> 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

#### 10.2 JST における研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力

- 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組みの一環として、JST は、新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)の履修を義務付けることとしました(履修等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。
- これに伴い、JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。研究機関は、指示に従って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

## 11. 関係法令など研究を進める上での注意事項

### 11.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012年 第6版)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 11.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画書上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<http://www.cbd.int/>

## 11.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒトES細胞の樹
- ・ 立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)
- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省及び厚生労働省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

#### 11.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

#### 11.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

#### 11.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

#### 11.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

#### 11.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

### 12. 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管しておくこと。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告することが必要となります。

### 13. 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

### 14. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

[http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h26a/keihi\\_toriatsukai\\_kubun.pdf](http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h26a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf)

### 15. 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、当該年度における直接経費総額の50%以内としています。

### 16. 年度末までの研究期間の確保について

年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応をすることとします。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 17. 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

### 18. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という。)を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費による管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」  
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」  
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 競争的資金における使用ルール等の統一について  
(平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

## 19. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

## 20. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

([http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy\\_openaccess.pdf](http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf))

## 21. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは <https://sentan-db.jst.go.jp/> をご覧ください。

## 22. 博士課程(後期)学生の処遇の改善について

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」(平成 27 年9月 15 日 中央教育審議会大学分科会)においても、博士課程(後期)学生に対する多様な財源によるRA(リサーチ・アシスタント)雇用の充実を図ること、博士課程(後期)学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程(後期)学生を積極的にRAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。



#### RA を雇用する際の留意点

- 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

#### 23. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm))において、

「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### 24. researchmap への登録について

JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)では、日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースである researchmap (旧称 ReaD&Researchmap※<http://researchmap.jp/>)を業績情報のマスタデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。

researchmap は平成 26 年 3 月現在、約 23 万人の研究者が登録しており、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。平成 26 年度からは、研究者人材データベース(JREC-IN)の履歴書作成機能とシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけるようになりました。

登録いただいた公開データは、J-GLOBAL(<http://jglobal.jst.go.jp/>)からも公開されます。researchmap、J-GLOBAL の利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等の

アプローチが期待できます。また、JST でも研究者の業績情報を確認する際に researchmap を使用しています。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

※2014 年 4 月 1 日、ReaD&Researchmap は「researchmap」に名称が変わりました。

## 25. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

### (i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

#### ①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ②研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### (ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Rad による応募情報入力の方法」)をご参照ください。

①電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。

②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施グループへ問い合わせてください。

- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。
- ⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施グループにて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)のホームページ及び e-Rad のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<p>制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ</p>	<p>JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム) 国際科学技術部 事業実施グループ 箕輪・仲・久永</p>	<p>&lt;お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)&gt; jointcn@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379 (FAX) 受付時間: 10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および 年末年始(12月29日~ 1月3日)を除く</p>
<p>e-Radの操作方法に関する問い合わせ</p>	<p>e-Radヘルプデスク</p>	<p>0570-066-877(ナビダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00~午後6:00※土曜日、日曜日、 祝祭日、年末年始を除く</p>

○ e-Rad ポータルサイト: <http://www.e-rad.go.jp/>

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日)0:00～24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

26. 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。

## 27. JST のダイバーシティ推進の取り組みについて

### JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ(多様性)」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長 濱口 道成

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

JST では、ダイバーシティを推進するため、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を始め、様々な取り組みを実施しています。

詳しくは JST ダイバーシティ推進のホームページ(<http://www.jst.go.jp/diversity/>)をご覧ください。

## e-Rad による応募情報入力の方法

### ■ 本公募の締切

**2017 年 5 月 19 日 17:00 厳守**

### ■ 応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は e-Rad を通じて行います。

e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) に掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

### ■ システムを利用した応募の流れ

研究機関が行います

#### **府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録**

研究機関で 1 名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/>



研究機関が行います

#### **事務代表者のログイン**

システム運用担当から所属研究機関通知書 (事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード) が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : [研究機関事務代表者用マニュアル「I 1.7 ログイン」](#)



研究機関が行います

### **部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録**

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：[研究機関事務代表者用マニュアル「Ⅱ 3.2 部局情報管理」](#) [「Ⅱ 3.3 事務分担者情報管理」](#) [「Ⅱ 3.1\(E\)職情報の登録」](#) [「Ⅱ 2 研究者情報の登録」](#)



研究者が行います

### **公募要領・申請様式の取得**

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。

参照マニュアル：[研究者用マニュアル「Ⅰ 1.7 ログイン」](#) [「Ⅱ 1.1 公開中の公募一覧」](#)



研究者が行います

### **応募情報の入力と提出**

システムに必要な事項を入力及び申請書をアップロードします。  
システムには、それぞれ、①Web上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF、Word、一太郎）で添付する内容があります。詳しくは「申請書様式のダウンロードと応募方法」をご覧ください。

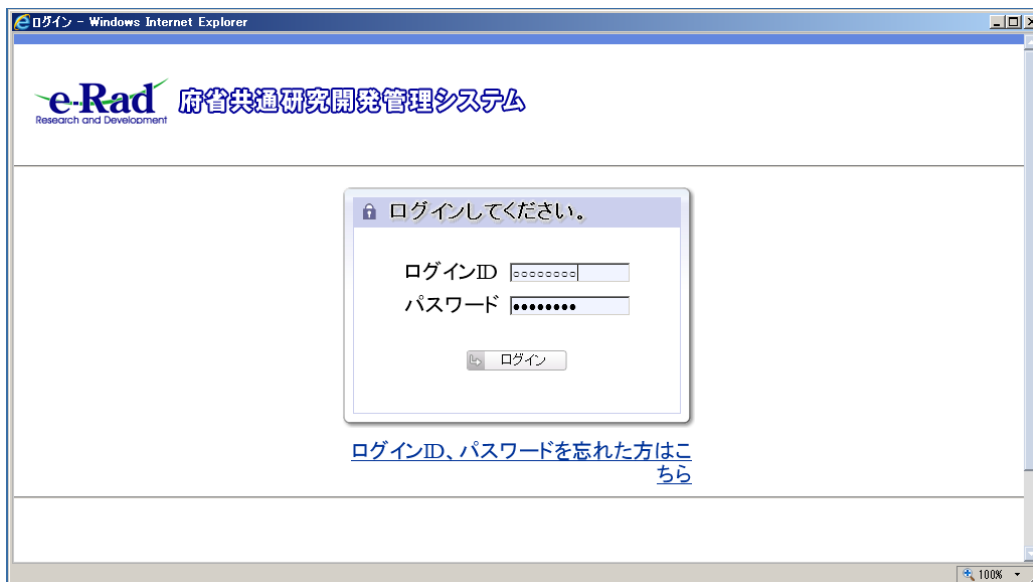
参照マニュアル：[研究者用マニュアル「Ⅱ 1.1 公開中の公募一覧」](#)

## ■ 申請書様式のダウンロードと応募方法

1. e-Rad にログインする ..... 3
2. 応募する公募名を探す ..... 4
3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする ..... 5
4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する ..... 6
5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード ..... 7
6. 応募状況を確認する ..... 20

## 1. e-Rad にログインする

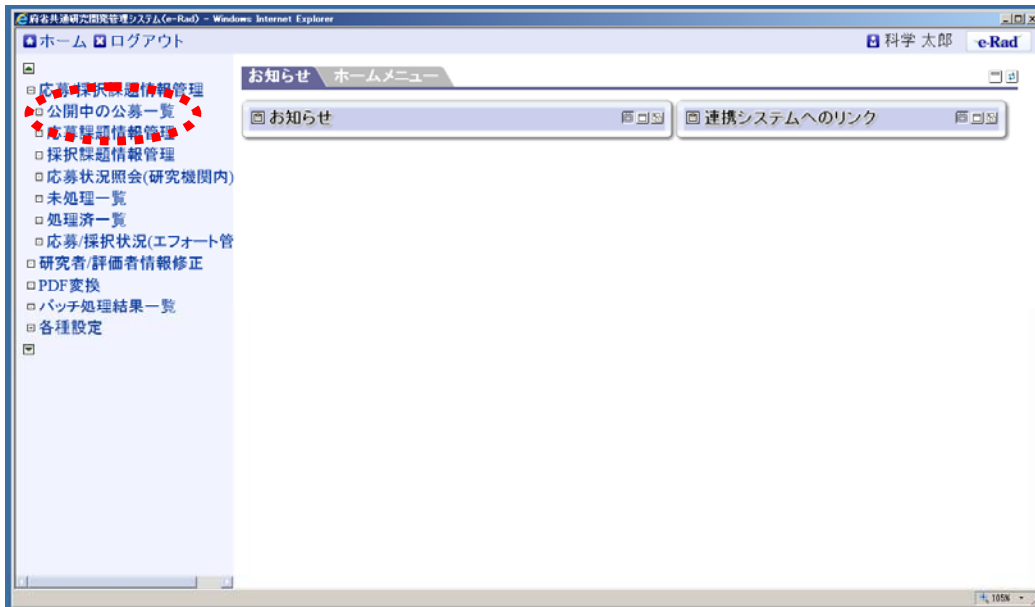
e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスします。  
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。





## 2. 応募する公募名を探す

研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。



※ 見つからない場合は、検索画面で「H29 年度日本-中国 (NSFC)」を入力して検索できます。

### 3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



#### 4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、PDF 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

**10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ**  
(パスワードは設定しないでください)

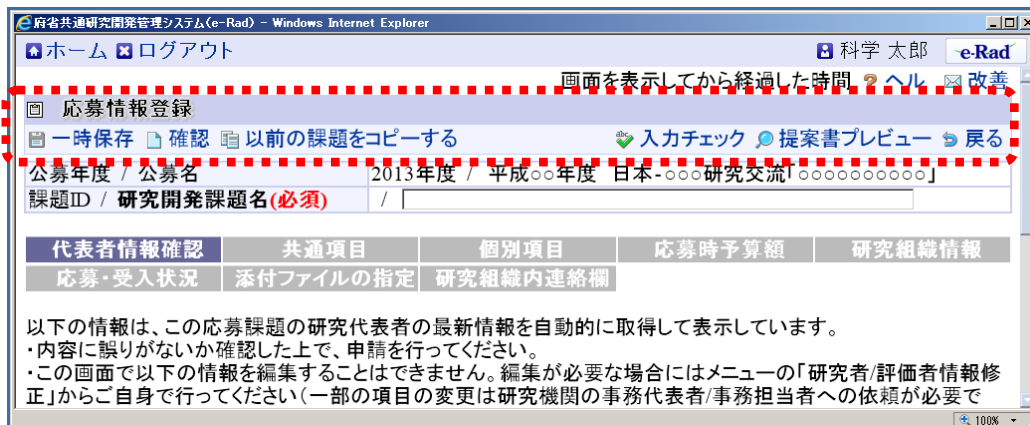
です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。操作方法は、[22 ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」](#)を参照してください。



## 《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。  
ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

(1) 研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201x年度 / 平成xx年度 日本-xxx研究交流「xxxxxxxxxx」

課題ID / 研究開発課題名(必須) / .....

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。  
・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。  
・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号	2000044
研究機関名(必須)	独立行政法人科学技術振興機構 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。
部局	○○○部
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 科学 太郎 フリガナ カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	○○○○○@jst.go.jp

(2) 登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201x年度 / 平成xx年度 日本-xxx研究交流「xxxxxxxxxx」

課題ID / 研究開発課題名(必須) / .....

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。  
・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。  
・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号	2000044
研究機関名(必須)	独立行政法人科学技術振興機構 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。
部局	○○○部
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 科学 太郎 フリガナ カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	○○○○○@jst.go.jp

※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

### (3) 「共通項目」を入力します

「共通項目」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the '共通項目' (Common Items) tab selected in the application registration system. The page displays a navigation menu with options like '一時保存', '確認', and '以前の課題をコピーする'. Below the menu, there are input fields for '公募年度 / 公募名' and '課題ID / 研究開発課題名(必須)'. A table below the input fields shows the current selection: '代表者情報確認' (selected), '共通項目', '個別項目', '応募時予算額', and '研究組織情報'. Below the table, there is a section for '研究者番号' (20000044) and '研究機関名(必須)' (独立行政法人科学技術振興機構). Other fields include '部局' (○○○部), '職階' (その他), '職名' (その他), '研究者氏名' (漢字: 科学 太郎, フリガナ: カガク タロウ), '性別' (男), '生年月日' (2013年4月1日), and 'メールアドレス' (○○○○@jst.go.jp).

「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。

The screenshot shows the '共通項目' (Common Items) tab with a red dashed circle highlighting the required input fields. The fields include: '研究期間(必須)' (Research Period), '題目名(必須)' (Title Name), '研究分野(主)' (Main Research Field) with keywords 1-5, '研究分野(副)' (Secondary Research Field) with keywords 1-5, '研究目的(必須)' (Research Purpose), and '研究概要(必須)' (Research Summary). Each field has a character limit of 1000 characters. The page also shows a navigation menu and a table with the '共通項目' tab selected.

## 《ポイント：「共通項目」 必須項目入力時の注意点》

### ◆ 研究期間

公募要領に従って、研究期間を**西暦**で入力します。  
(例：2017年度から2020年度（研究終了年度）)

### ◆ 研究分野（主）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

### ◆ 研究分野（副）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

### ◆ 研究目的

研究目的を**日本語 150 字程度**で入力してください。  
(申請用紙の Form-2J に記載する「目的」を転記)

### ◆ 研究概要

研究目的を含めた概要を**日本語 800 字程度**で入力してください。  
(申請用紙の Form-2J に記載する「共同研究概要のまとめ」を転記)

## (4) 「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。

The screenshot shows a web browser window titled "応募情報登録 - Windows Internet Explorer". The page displays the application form for the "2015年度 / 平成27年度 日本-台湾研究交流「セキュアでディンダブルなIoTポータブルデバイスのための研究」". The "個別項目" (Individual Items) tab is selected and highlighted with a red dashed circle. The form contains several sections with checkboxes and text input fields:

- 【個別項目1】本公募要領別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」をよく読み、記載事項に則った応募であることを確認していますか。(必須)  記載事項を読み、記載事項に基づく応募であると確認しました。
- 【個別項目2】研究活動を行うにあたり、「研究活動における不正行為への対応等」に関するガイドライン(平成26年8月26日文科省大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須)  ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します。
- 【個別項目3】研究活動を行うにあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日改正文部科学大臣決定)」を遵守することを誓約しますか。(必須)  ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します。
- 【個別項目4】申請にあたり、研究不正行為(捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など)を行わないことを誓約しますか。(必須)  研究不正行為を行わないことを誓約します。
- 【個別項目5】本研究提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。(必須)  行われていないことを誓約します。
- 【個別項目6】公募要領別紙(日本側応募者への応募にあたっての注意事項)1ページ目を確認し、研究倫理の教育プログラムの受講状況について回答してください。(必須)
- 【個別項目7】CITI Japan e-ラーニング修了証番号(受講者のみ)



## 《ポイント：「個別項目 1～6」入力時の注意点》

### ◆ 個別項目 1

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。

確認が済んだら、「記載事項をよく読み、記載事項に基づく応募であると確認しました」をチェックします。

### ◆ 個別項目 2

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら、「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。

※研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

### ◆ 個別項目 3

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら、「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。

※研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343831.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm)

### ◆ 個別項目 4

申請にあたり、研究不正行為（捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など）を行わないことを誓約する場合は、「研究不正行為を行わないことを誓約します。」をチェックします。

### ◆ 個別項目 5

申請にあたり、申請書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約する場合は、「行われていないことを誓約します。」をチェックします。

### ◆ 個別項目 6

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」をよく読み、研究代表者の研究倫理に関する教育プログラムの受講状況について (1)～(4)のいずれかを選択し申告・登録をしてください。

- (1) 所属研究機関で受講済み（(3)以外）  
申請時点で所属研究機関の研究倫理に関する教育プログラムを受講済みの場合は選択してください。
- (2) 所属研究機関で受講予定（応募締切後 30 日以内）  
所属研究機関において研究倫理に関する教育プログラムが開講されているものの、申請時点で未受講の場合は、(2) を選択してください。  
**研究倫理に関する教育プログラムを所属機関で受講し、応募締切後 30 日以内に受講済みであることを公募担当者にメールで連絡してください。その上で、公募担当者の指示に従い e-Rad 上の受講状況の再申告・登録を行ってください。**
- (3) CITI Japan e-ラーニングプログラムを受講済  
所属研究機関や JST の事業等において CITI Japan の e-ラーニングプログラムを受講済みである場合は、(3) を選択してください。併せて CITI Japan e-ラーニングプログラムの修了証に記載されている修了証番号を「個別項目 7」で記入してください。
- (4) JST を経由し受講予定（応募締切後 30 日以内）  
所属研究機関において研究倫理に関する教育プログラムが実施されていないなど、所属機関での受講が相当困難な場合には、JST を経由し CITI Japan e-ラーニングプログラム（ダイジェスト版）を受講することが可能です。希望する場合は、(4) を選択してください。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。  
<http://edu.citiprogram.jp/jstreg28.html>

**受講登録後速やかに受講し、応募締切後 30 日以内に修了証番号を添えて受講済みであることを公募担当者にメールで連絡してください。その上で、公募担当者の指示に従い e-Rad 上の受講状況の再申告・登録を行ってください。**

#### **CITI Japan e-ラーニング受講に関する相談窓口**

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : ken\_kan[at]jst.go.jp

※送信の際は[at]を@に換えてください。

#### ◆ 個別項目 7

CITI Japan e-ラーニングプログラムを受講済みである場合（個別項目 6 で (3) を選択した場合は、**CITI Japan e-ラーニングプログラムの修了証に記載されている修了証番号を必ず入力してください。**修了証番号は、修了年月

日の右隣にある Ref#に続く番号です。

(5) 「応募時予算額」を入力します

「応募時予算額」ボタンをクリックし、「応募時予算額」の入力欄を表示させます。**日本側チーム全体の総額研究費（直接経費、間接経費）を年度ごとに千円単位**で入力します。千円以下は切り捨てます。

直接経費と間接経費の総額が**全期間（2017～2020年度の3年4ヶ月）で1千8百万円以下**かつ間接経費は各年度で原則**“直接経費”の30%**となるよう入力してください。

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。  
(単位:千円)

直接経費	上限	xxxxxxx
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の10%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。  
※ 上限額を設定しない公募の場合には便宜上「999,999,999」、下限額を設定しない公募の場合には便宜上「1」と表示されます。対象の公募の公募要領等を参考に入力を行ってください。

		2014年度	2015年度	2016年度	合計
直接経費	物品費	(必須)			0
	人件費・謝金	(必須)			0
	旅費	(必須)			0
	会議費	(必須)			0
	その他	(必須)			0
	小計	0	0	0	0
間接経費	直接経費×10...	(必須)			0
合計		0	0	0	0

(6) 研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。本応募に関する**研究代表者の情報**を入力します。

**研究費の一部を JST から直接配分する共同研究グループ（研究代表者とは別機関）がある場合**はその研究組織情報を入力します。「追加」ボタンをクリックしてグループ数分の入力欄を追加します。**主たる共同研究者（各共同研究グループのリーダー）の氏名、所属研究機関**を入力してください。研究代表者は主たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。

府省共通研究開発システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト 科学 太郎

画面を表示してから経過した時間 ヘルプ 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	39,999,996	0	39,999,996
間接経費	9,999,999	0	9,999,999

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。  
 ※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。  
 [差額(未入力額)]=[初年度予算額]-[このタブでの入力額]

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	機関 ※3 (必須)	専門分野 (必須)	直接経費(千円) ※4 (必須)	エフォート (%) (必須)	閲覧・編集権限
				氏名(漢字)	研究機関	部局	学位		
				氏名(カナ)	職階	役割分担 (必須)			
			研究代表者	20000044	独立行政法人科学技術振興機構				
				(姓) 科学	テスト部	博士			
				(名) 太郎					
				(姓) カガク	その他				
				(名) タロウ	その他				
			研究分担者						

追加 上へ移動 下へ移動 削除

※3 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択  
 ※4 各金額欄には研究組織の各メンバーが研究期間1年目に使用する金額を入力します。各タブの研究期間初年度の金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタブ」)

## 《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

### ◆ 直接経費／間接経費

**初年度の予算額**を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。

千円以下は切り捨てます。**研究費の一部を JST から直接配分する共同研究グループ（研究代表者とは別機関）**についても、研究代表者グループ同様に全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力してください。

「, (コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「, (コンマ)」が含まれていないか確認してください。

### ◆ 専門分野

研究代表者および主たる共同研究者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。(全半角混在可能)

◆ 役割分担

研究代表者の役割分担は「**研究代表者**」と入力します。  
主たる共同研究者の役割分担は「**研究分担者**」と入力します。

◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要な配分率(%)を指します。

主たる共同研究者についても主たる共同研究者が本研究に割くエフォート率を入力してください。

(7) 応募・受入状況を確認します

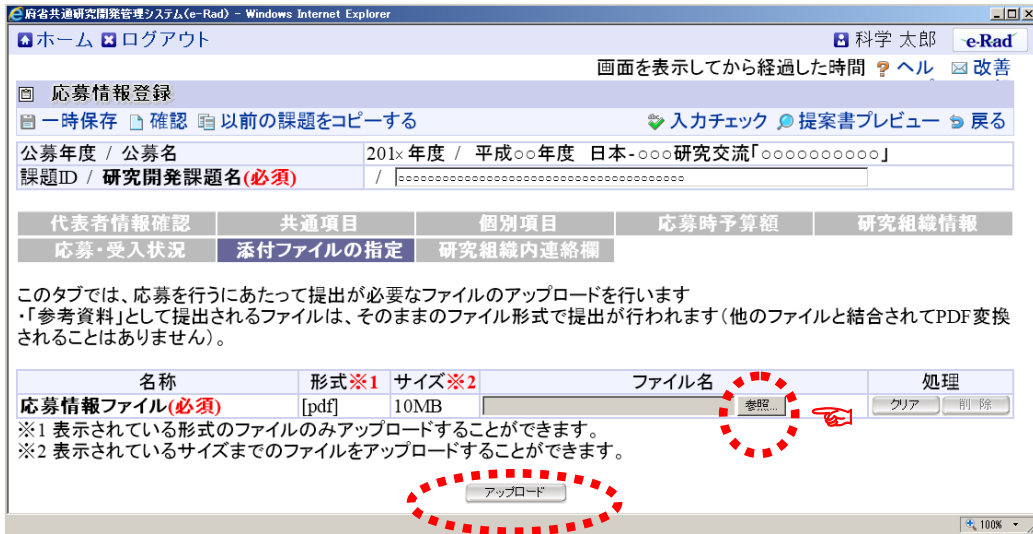
「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。  
e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。  
表示内容が正しいか確認します。



- ※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況（エフォート管理）」から変更申請を行ってください。
- ※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。

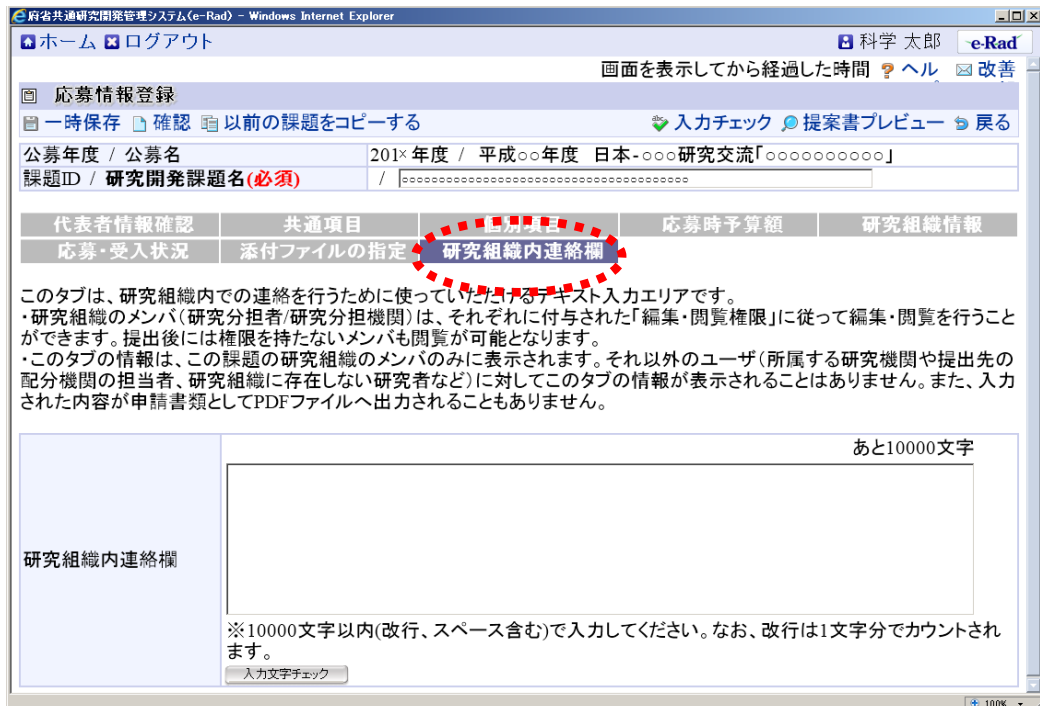
(8) 応募情報ファイル（申請書）をアップロードします

「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。  
作成した申請書（**PDF形式1ファイル、最大10MBまで**）を「参照」ボタンで指定し、「アップロード」ボタンをクリックします。



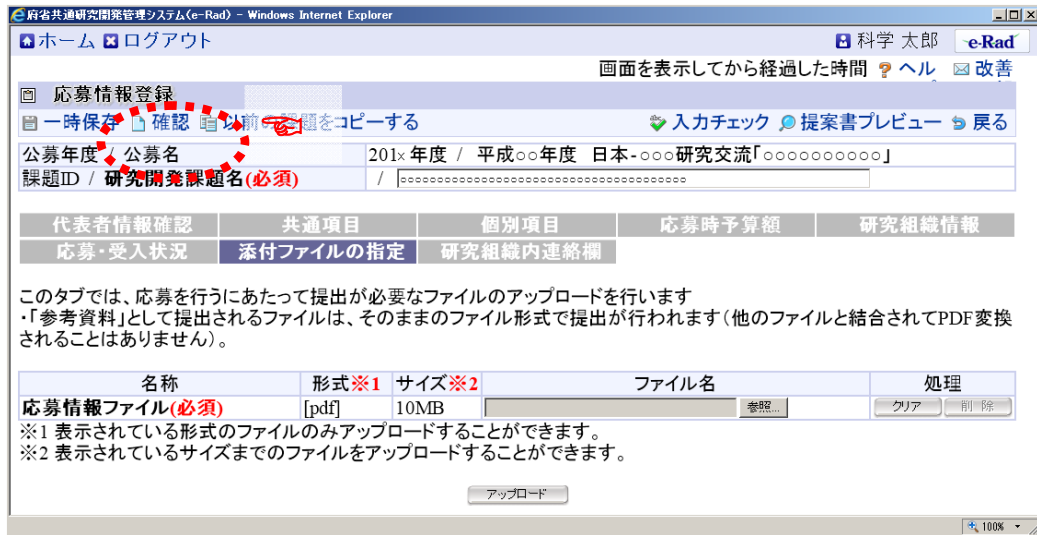
アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式 (PDF 形式)、サイズ (10MB 以下) を確認してください。なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

《ポイント：「研究組織内連絡欄」は入力不要》





応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。



応募情報登録

一時保存 確認 以前画面をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○」  
課題ID / 研究開発課題名(必須) / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

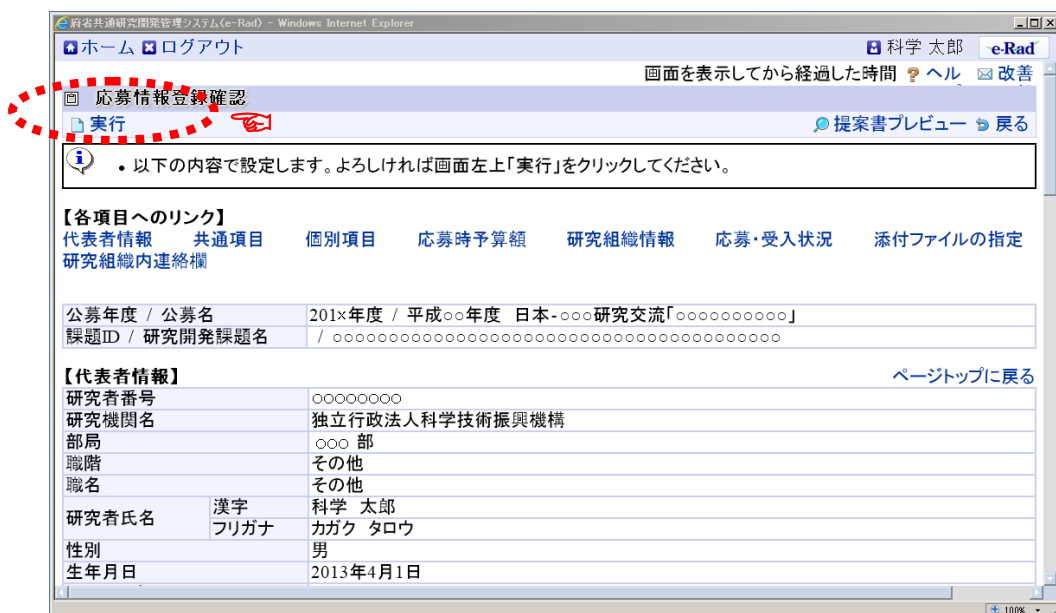
このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います  
・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	10MB		参照... クリア 削除

※1 表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。  
※2 表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。

アップロード

「応募情報登録確認」画面が表示されます。  
不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類を JST へ提出します。



応募情報登録確認

実行 提案書プレビュー 戻る

以下の内容で設定します。よろしければ画面左上「実行」をクリックしてください。

【各項目へのリンク】  
代表者情報 共通項目 個別項目 応募時予算額 研究組織情報 応募・受入状況 添付ファイルの指定  
研究組織内連絡欄

公募年度 / 公募名 201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○」  
課題ID / 研究開発課題名 / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

【代表者情報】 ページトップに戻る

研究者番号	○○○○○○○
研究機関名	独立行政法人科学技術振興機構
部局	○○○ 部
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 科学 太郎 フリガナ カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日



## ※提出前にご注意ください

- ・ JST へ提出した時点で応募書類の修正はできなくなります。
- ・ 相手国側研究者から相手側対応機関に申請がない場合、日本側の申請は無効となります。
- ・ JST の公募型事業において平成 27 年度新規採択公募から、申請する研究代表者は、研究倫理に関する教育プログラムを受講済みであることが応募要件となりました。

申請者は、e-Rad の申請画面で受講状況を登録してください。

申請時点で未受講の場合は、速やかに受講し、応募締切後 30 日以内に受講完了した旨を JST 国際科学技術部の公募担当者まで連絡してください。その上で、公募担当者の指示に従い e-Rad 上の受講状況の再申告・登録を行ってください。

詳しくは公募要領別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」をご確認ください。受講が確認できない場合は、要件不備となり申請は不受理となります。

**提出期限：2017年 5月 19日 17:00 厳守**

## 6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。

The screenshot displays the '応募課題情報管理' (Application Topic Information Management) interface. It features a search form with various fields and a table of application records. A red dashed box highlights the '応募状況' (Application Status) column in the table, which shows '受理済' (Accepted) for the application.

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	研究代表者	応募単位	提出締切日	更新日	応募状況			
										状態(イン)	状態(サフ)	ステータス	地理
2011年度	JST	平成22年度 日本-000研究奨励費	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	独立行政法人科学技術振興機構	代表者	研究者	2011/05/10	11/05/10	受理済			

提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。正式に受理されると、応募情報のステータスが、「受理済」に変わります。

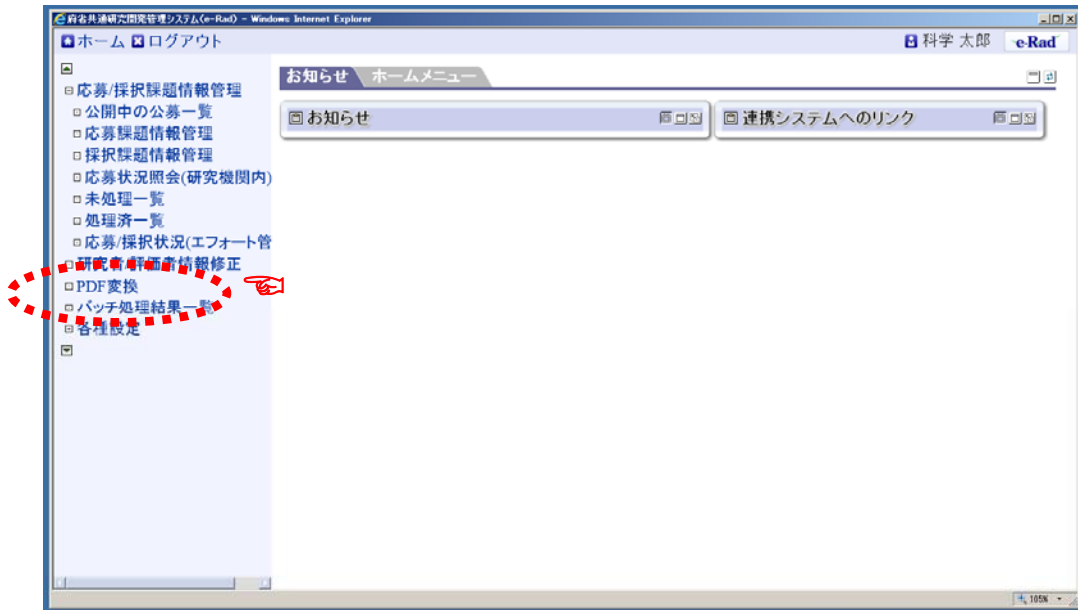
以上で、応募完了です。

\*\*\*補足\*\*\*

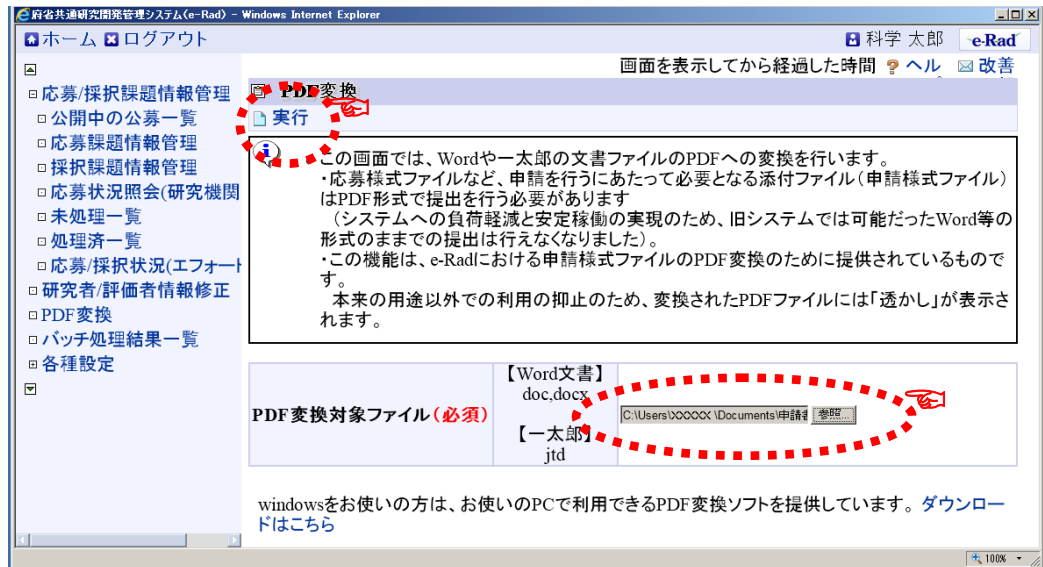
申請書(アップロードする電子媒体)のPDF形式への変換は、e-RadのPDF変換画面でも行うことができます(Word、一太郎形式のみ)。

【e-RadによるPDF変換の操作方法】

e-Radトップ画面から、「PDF変換」を選択します。

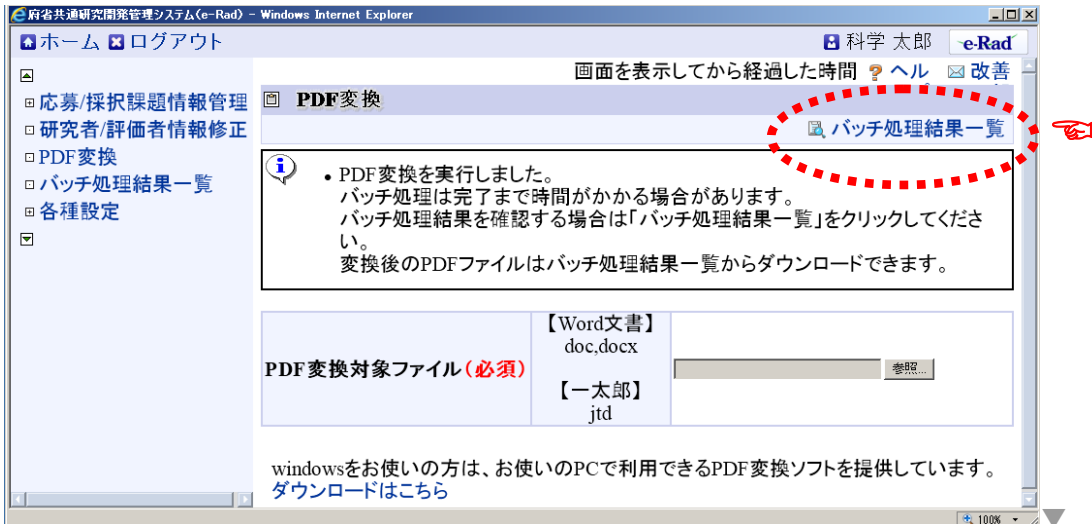


「PDF変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。

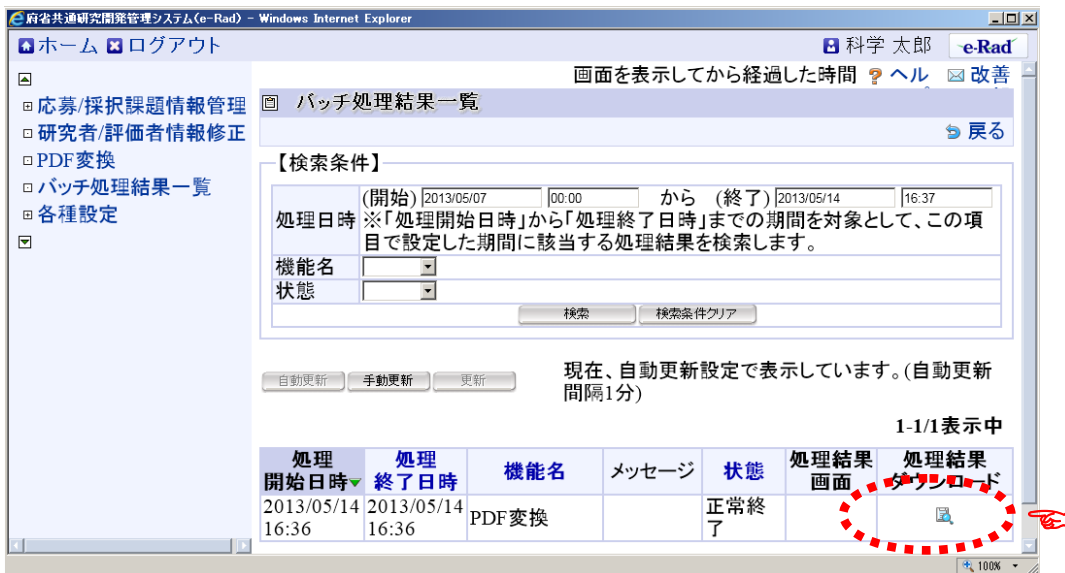


※ 申請書の元ファイル (Word、一太郎) に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、  
「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた  
場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画  
面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換された  
PDFの確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。